

## 大牟田市ものづくり企業技術開発支援助成要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域中小企業の活性化を図るため、中小企業者または組合等（以下「企業等」という。）が行う新技術または新製品の研究開発、製造工程または品質の改善等に対し大牟田市ものづくり企業技術開発支援助成金（以下「助成金」という。）の交付を実施するに当たり、その基準を定め、その業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 助成の対象者は、大牟田市中心企業振興条例（昭和48年条例第3号）第2条に該当する企業等であって、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 市内に事業所を有し、かつ市内において1年以上事業を営んでいるもの
- (2) 市税を完納しているもの

### (助成対象経費等)

第3条 助成対象経費は、別表1に掲げる経費のうち、助成金の対象となる事業（以下「助成事業」という。）に必要な経費とする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は、助成対象経費から除くものとする。

- 2 助成事業は、事業開始日の属する年（以下「事業開始年」という。）の翌年の2月末日までに完了するものでなければならない。ただし、翌年の2月末日までに完了しないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、1年の範囲内で事業の期間を延長することができる。

### (助成額)

第4条 助成金の額は、一つの助成事業につき、助成対象経費のうち市長が適当と認めるもので、別表2のとおりとする。ただし、助成対象経費の合計額が100万円に満たない事業は対象としない。

- 2 前項の助成金は、予算の範囲内において交付する。
- 3 助成を受けようとする企業等が研究開発の主要部分を他に委託する場合は、助成金の対象とならない。
- 4 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

### (助成金交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする企業等は、技術開発支援助成金交付申

請書（様式第1号）に助成事業計画書（様式第1号別紙1）、助成事業内容説明書（様式第1号別紙2）及び次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）誓約書
- （2）役員等名簿及び照会承諾書
- （3）市税の滞納のない証明書
- （4）企業等の経歴がわかるパンフレット等
- （5）その他申請に当たり必要な補足資料

（助成金交付決定）

第6条 市長は、前条の規定により技術開発支援助成金交付申請書の提出があったときは、その内容の審査に当たり、総合的に調査・検討を行い、その適否を決定し、技術開発支援助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。この場合において、市長は必要があると認めるときは、当該決定に条件を付けることができる。

（助成事業の変更等）

第7条 助成事業の交付決定を受けた企業等（以下「助成事業者」という。）は、助成事業の内容または経費配分が20%以上変更となる場合、もしくは中止しようとするときは、速やかに技術開発支援助成事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認を行った場合は、技術開発支援助成事業変更（中止）承認通知書（様式第4号）により助成事業者に通知するものとする。

（助成事業の廃止）

第8条 助成事業者は、助成事業を廃止しようとするときは、速やかに技術開発支援助成事業廃止報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（助成事業の遅延等）

第9条 助成事業者は、助成事業を事業開始年の翌年の2月末日までに完了することができないため、事業の期間を延長するときは、技術開発支援助成事業遅延等報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（助成事業の完了報告）

第10条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、技術開発支援助成事業完了報告書（様式第7号）に事業の成果を説明する資料、その他補足資料を

添えて、事業の完了日又は事業開始年の翌年の2月末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。ただし、事業開始年の翌年の2月末日までに事業が完了しなかった場合であって、前条の規定により市長が特に認める場合は、補助事業の完了日または、事業開始年の翌々年の2月末日までのいずれか早い日までとする。

(助成金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定内容に適合すると認めたときは、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定し、技術開発支援助成金交付額確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。ただし、事業完了報告書における助成対象経費の合計額が100万円に満たない場合でも事業の対象とする。

(助成金の交付)

第12条 前条に規定する通知を受けた助成事業者が助成金の交付を受けようとするときは、技術開発支援助成金に係る請求書を市長に提出しなければならない。

(暴力団等の排除)

第13条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成措置の対象としない。また、助成の認定後に次の各号のいずれかに該当する場合は決定を取り消し、この取り消しにより助成事業者に損害があっても、市長はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が事業主又は役員に就任している法人等であるとき。
- (2) 暴力団員が実質的に運営している法人等であるとき。
- (3) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は、使用しているとき。
- (4) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結しているとき。
- (5) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

(助成金交付決定の取消)

第14条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成事業の決定を受けたとき
- (2) この要綱または助成措置に付した条件に違反したとき
- (3) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき
- (4) 助成事業を中止し、または廃止したとき
- (5) 助成事業者が法令等に反したとき
- (6) 助成事業者が前条各号に該当したとき

(助成金の返還)

第15条 前条の場合、市長は、助成金の交付決定を取り消し、またはすでに交付した助成金の全部もしくは一部を返還させることができる。

(助成金の経理)

第16条 助成事業者は、当該助成事業に係る経理の支出を明らかにするため、これに関する帳簿及び証拠書類その他助成事業の実施に関する必要な書類を整備し、助成期間が終了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(帳簿書類の検査等)

第17条 市長は、当該助成事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて助成事業者に報告を求め、当該助成事業に係る帳簿及び証拠書類、その他助成事業の実施に関する必要な書類や物件を検査できるものとする。

(財産の管理)

第18条 助成事業者は、当該助成事業により取得した財産（以下「取得財産等」という。）について、助成事業の完了後においても善良なる管理者の注意を持って適正に管理しなければならない。

2 助成事業者は、当該助成事業による取得財産等を、目的外の使用に供しようとするときは、あらかじめ技術開発支援助成に係る取得財産等の目的外使用承認申請書（様式第9号）を市長に提出し承認を得なければならない。ただし、取得価格が50万円未満のものは、この限りでない。

3 市長は、前項の承認を行った場合は、技術開発支援助成に係る取得財産等の目的外使用承認通知書（様式第10号）により助成事業者に通知するものとする。

4 前項の規定は、助成事業年度の終了後5年間適用する。

(成果の公表)

第19条 市長は、助成金の交付決定後、企業等の名称・所在地・代表者氏名、事業名、その取組内容及び成果について、地域振興策の実例として公表することができるものとする。

2 本事業の交付申請及び実施を通じて市が知り得た企業等のその他の情報は、前項の公表の対象に含まれないものとし、市は、当該情報を他の用途にも一切使用しないものとする。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月10日から施行し、改正後の大牟田市ものづくり企業技術開発支援助成要綱の規定は平成29年度の助成金から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、改正後の大牟田市ものづくり企業技術開発支援助成要綱の規定は平成31年度の助成金から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の大牟田市ものづくり企業技術開発支援助成要綱の規定は令和2年度の助成金から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の大牟田市ものづくり企業技術開発支援助成要綱の規定は令和3年度の助成金から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の大牟田市ものづくり企業技術開発支援助成要綱の規定は令和4年度の助成金から適用する。

別表1（第3条関係）

| 経費名       | 助成対象経費                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 謝金     | 専門家のアドバイスを受けるために必要な謝金                                                                                                                                                                                                                            |
| 2. 旅費     | <p>① アドバイスを受ける専門家を招聘するのに要する交通費（実費弁償）</p> <p>② 試験研究機関等との試験実施などのために要する交通費（実費弁償）</p> <p>③ 販路拡大調査のために要する交通費（実費弁償）</p>                                                                                                                                |
| 3. 原材料費   | 研究開発による新商品完成に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費                                                                                                                                                                                                        |
| 4. 機械装置費  | <p>① 開発、改善を進める上で必要な機械装置、分析装置（測定、分析、解析、評価等を行う装置）を借上（リース）した場合に支払われる経費。ただし、リース期間が補助年度を越える場合は、期間案分比例方式で算出した助成事業期間分のみを助成対象経費とする。</p> <p>② 開発、改善を進める上で必要な機械装置及び分析装置（測定、分析、解析、評価等を行う装置）の購入、製作、改良に要する経費<br/>（備考）<br/>開発、改善に寄与しない単なる機械装置等の購入や更新は認めない。</p> |
| 5. 工具・器具費 | <p>① 開発、改善を進める上で必要な工具・器具を借上（リース）した場合に支払われる経費。ただし、リース期間が補助年度を越える場合は、期間案分比例方式で算出した助成事業期間分のみを助成対象経費とする</p> <p>② 開発、改善を進める上で必要な工具・器具の試作、改良、修繕に要する経費</p> <p>③ 開発、改善を進める上で必要な工具・器具の購入に要する経費<br/>（備考）<br/>開発、改善に寄与しない単なる工具・器具の購入や更新は認めない。</p>           |
| 6. 委託費    | <p>① 機械装置、工具・器具等を外部委託により、試作、改良、修繕をさせた場合、これに要する経費</p> <p>② 市場の動向等の調査を委託する場合、又は研究開発事業の一部を委託する場合、その委託に要する経費</p>                                                                                                                                     |

|             |                                                                                                                     |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | ③販路拡大のためにその一部を委託する経費で、ホームページ等作成委託費、受発注コーディネートなどのコンサルティング料、製品紹介パンフレット類の作成委託などの経費<br>(備考) 委託費が補助対象事業に占める割合が高い事業は認めない。 |
| 7. 技術指導費    | 外部からの技術指導を受ける場合、技術提供先に支払われる経費                                                                                       |
| 8. 産業財産権導入費 | 他者が所有する産業財産権の導入に要する経費<br>(備考) 自社の特許等の出願・登録手続に要する経費は含まない。                                                            |
| 9. 会議費      | ①事業実施のための検討を行うための会議費、会場使用料<br>②販路拡大のために展示会や見本市等に出品し、新商品を普及・宣伝・広告するための経費                                             |
| 10. その他経費   | ①事業実施に必要な文献等<br>②物品の運搬に要する経費<br>③事業実施に必要な消耗品費<br>上記以外で市長が特に必要と認める経費                                                 |

別表 2 (第 4 条関係)

| 事業の種類                 | 助成率    | 助成金上限額 |
|-----------------------|--------|--------|
| 産学連携による新技術または新製品の研究開発 | 3分の2以内 | 200万円  |
| 製造工程または品質の改善等         | 2分の1以内 | 100万円  |